

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 道路の区域変更【建設局総務部管理課】2
- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】3

◇ 公 告

- 農用地利用集積計画【産業経済局農林水産部農林課】7
- 委託契約に係る一般競争入札の公告【環境局循環社会推進部業務課】8
- 委託契約に係る一般競争入札の公告【教育委員会事務局学校支援部学
事課】12

◇ 上下水道局

- 物品供給契約に係る一般競争入札の公告（2件）【上下水道局水道部
浄水課】14

北九州市告示第 1 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 3 年 1 月 2 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 県道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
6 2	北九州小竹線	前	北九州市八幡東区田代町 3 9 9 3 番 1 地先から 北九州市八幡東区田代町 3 9 9 2 番 1 地先まで	8.6 ～ 16.2	29.0
		後	北九州市八幡東区田代町 3 9 9 3 番 1 地先から 北九州市八幡東区田代町 3 9 9 2 番 1 地先まで	8.6 ～ 9.0	

北九州市告示第 1 2 号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第 8 号）第 1 0 条第 2 項及び第 1 1 条第 2 項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第 1 3 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 3 年 1 月 2 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで
土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市建設局道路部道路維持課（電話 0 9 3 - 5 8 2 - 2 2 7 4）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して 6 月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
J R 門司駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 2 年 1 月 1 5 日	北九州市門司区西海岸一丁目 3 番
門司区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 2 年 1 月 2 月 8 日	西海岸自転車保管所

	1 台	令和 2 年 1 2 月 1 4 日	
J R 小倉駅周辺地区自転車 放置禁止区域	3 台	令和 2 年 1 2 月 9 日	北九州市小倉北区青 葉二丁目 1 番 青葉自転車保管所
	1 6 台	令和 2 年 1 2 月 2 4 日	
J R 西小倉駅周辺地区自 転車放置禁止区域	3 台	令和 2 年 1 2 月 1 8 日	
J R 南小倉駅周辺地区自 転車放置禁止区域	2 台	令和 2 年 1 2 月 1 4 日	北九州市小倉南区下 城野一丁目 1 番
小倉北区自転車放置禁止 区域外	1 台	令和 2 年 1 2 月 1 日	下城野自転車保管所
	1 台	令和 2 年 1 2 月 2 日	
	2 台	令和 2 年 1 2 月 3 日	
	1 台	令和 2 年 1 2 月 4 日	
	4 台	令和 2 年 1 2 月 7 日	
	1 台	令和 2 年 1 2 月 9 日	
	1 台	令和 2 年 1 2 月 1 0 日	
	1 台	令和 2 年 1 2 月 1 1 日	
	2 台	令和 2 年 1 2 月 1 4 日	
	2 5 台	令和 2 年 1 2 月 1 7 日	
	1 台	令和 2 年 1 2 月 2 2 日	
	J R 下曾根駅周辺地区自	3 台	

転車放置禁止区域		2月16日	重洲町16番 八重洲自転車保管所
小倉南区自転車放置禁止区域外	1台	令和2年1月2月1日	北九州市小倉南区下城野一丁目1番 下城野自転車保管所
	4台	令和2年1月2月7日	
	2台	令和2年1月2月11日	
	3台	令和2年1月2月15日	
	4台	令和2年1月2月17日	
	4台	令和2年1月2月24日	
若松区自転車放置禁止区域外	2台	令和2年1月2月15日	北九州市若松区響南町8番
	1台	令和2年1月2月22日	小石自転車保管所
八幡東区自転車放置禁止区域外	1台	令和2年1月2月1日	北九州市八幡西区大字藤田2319番6 藤田自転車保管所
JR折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域	3台	令和2年1月2月11日	北九州市八幡西区長崎町2番
JR陣原駅周辺地区自転車放置禁止区域	6台	令和2年1月2月23日	長崎町自転車保管所
JR黒崎駅周辺地区自転車放置禁止区域	7台	令和2年1月2月17日	北九州市八幡西区大字藤田2319番6 藤田自転車保管所
八幡西区自転車放置禁止区域外	3台	令和2年1月2月3日	藤田自転車保管所
	4台	令和2年1月2月11日	
	2台	令和2年1月2月22日	

	4 台	令和 2 年 1 2 月 2 5 日	
戸畑区自転車放置禁止区 域外	1 台	令和 2 年 1 2 月 1 日	北九州市戸畑区三六 町 1 3 番
	1 台	令和 2 年 1 2 月 8 日	三六自転車保管所

北九州市公告第 29 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第 19 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 3 年 1 月 21 日

北九州市長 北 橋 健 治

（掲示により別紙省略）

北九州市公告第30号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年1月21日

北九州市長 北 橋 健 治

1 委託内容

- (1) 業務名 家庭ごみ等収集業務4 一式
- (2) 履行の内容等 仕様書等で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所 市長が指示する場所
- (5) 最低制限価格 設定する。
- (6) 入札方法 落札者の決定は、総合評価競争方式をもって行うので、提案に係る性能、機能、技術等に関する書類及び入札書を提出すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に記載されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 有資格者名簿に記載されている本店所在地又は受任地（支店又は営業所）が北九州市内にあること。
- (5) 共同企業体での入札参加者は、自主結成により共同企業体を結成すること。また、全ての構成員が前各号の要件を全て満たすこと。

なお、共同企業体の構成員は、本件入札に参加する他の協同組合の組合員、単独での入札参加者又は他の共同企業体の構成員でないこと。

(6) 協同組合として入札参加する場合は、その組合員が、本件入札に参加する他の共同企業体の構成員又は単独での入札参加者でないこと。

3 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方式

ア 総合評価は、加算方式とする。

イ 評価値は、入札書が無効でない者について、次の算式により算定する。

$$\text{評価値} = \text{技術評価値} + \text{価格評価値}$$

ウ 技術評価値は、次の(ア)から(エ)までの評価項目ごとの評価によって加算する。

(ア) 企業の評価

(イ) 環境活動への取組

(ウ) 作業体制

(エ) 作業提案

エ 価格評価値は、各入札者の入札金額に応じて得点を与える。ただし、最低制限価格を下回る金額をもって入札した者は、マイナス100点を与える。

オ 技術評価値及び価格評価値の配点は、次のとおりとする。

(ア) 技術評価値 200点

(イ) 価格評価値 100点

(2) その他総合評価に関する詳細については、次項第3号の仕様書等による。

4 仕様書等の交付場所、日時等

(1) 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局循環社会推進部業務課

(2) 期間 この公告の日(以下「公告日」という。)から令和3年2月5日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「日曜日等」という。)を除く。)の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 仕様書等の交付方法 第1号の場所において無償で交付する。

5 入札参加申出書の提出

この公告に係る一般競争入札に参加しようとするものは、仕様書等の交付を受けた上で所定の期日までに入札参加申出書を北九州市環境局循環社会推進部業務課へ提出しなければこの入札に参加できない。

(1) 提出書類

入札参加申出書

(2) 提出の期限、場所及び方法

ア 提出期限 公告日から令和3年2月5日まで（日曜日等を除く。）の
毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 提出場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市環境局循環社会推進部業務課

ウ 提出方法 持参するものとする。

(3) その他

申請書等の書類作成に係る費用は、申請者の負担とする。

6 入札説明会の日時

(1) 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第5入札室

(2) 日時 令和3年1月26日午後2時

7 入札の場所及び日時

(1) 提出書類

ア 入札書

イ 入札金額積算内訳書

ウ 技術資料 入札説明書のとおり

(2) 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第5入札室

(3) 日時 令和3年2月9日午後2時

8 落札者の決定方法

(1) 入札及び開札にて入札者に総合評価のための書類をもって申込みを
させ総合評価を行う。

(2) 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者で、入札金額と
技術資料等の内容によって算出された評価値の最も高い者を落札者とする

。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者によるくじ引
きで落札者を決定する。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条

第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約価格の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 保証人

ア 人数 1名

イ 要件 次に掲げる要件を備えた者でなければならない。

(ア) 契約の相手方が何らかの理由で契約を履行できなくなった場合、契約の相手方に代わって契約を履行できる者

(イ) 契約の相手方が北九州市又は第三者に損害を与えた場合、契約の相手方に代わってその損害を補償できる者

(ウ) 契約規則第2条の規定に該当しない者で契約規則第3条に規定する資格を有するものであること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申出書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 仕様書記載の入札者に要求される義務を履行しなかった者がした入札

エ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

オ 落札者の決定までに入札参加資格を失った者がした入札

カ その他入札の条件に違反した入札

(5) その他

本件業務委託に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市環境局循環社会推進部業務課

〒803-8501

北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2180

北九州市公告第31号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年1月21日

北九州市長 北 橋 健 治

1 委託内容

- (1) 業務名 家庭学習用LTEモバイルルータ整備業務
- (2) 業務の内容等 入札説明書及び仕様書で定めるとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和3年3月31日まで
- (4) 履行場所 北九州市が指定する場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市教育委員会事務局学校支援部学事課
 - イ 日時 この公告の日から令和3年1月29日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。
- (3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和3年1月29日までに競争参加申出書を北九州市教育委員会事務局学校支援部学事課に提出しなければならない。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便で令和3年2月15日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所庁舎西棟地下2階第2入札室

イ 日時 令和3年2月16日午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市教育委員会事務局学校支援部学事課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-2378

北九州市上下水道局公告第4号

一般競争入札により、物品供給契約を締結するので、北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年1月21日

北九州市上下水道局長 中西満信

1 契約内容

(1) 購入品目及び予定数量

- ア 水道用ポリ塩化アルミニウム 371万2,000キログラム（うち、仕様書（1）327万キログラム、仕様書（2）44万2,000キログラム）
- イ 水道用次亜塩素酸ナトリウム 212万5,000キログラム（うち、仕様書（1）196万キログラム、仕様書（2）16万5,000キログラム）
- ウ 水道用硫酸アルミニウム 154万9,000キログラム（うち、仕様書（1）139万キログラム、仕様書（2）15万9,000キログラム）
- エ 水道用粉末活性炭（ウェット） 15万3,000キログラム（うち、仕様書（1）9万9,000キログラム、仕様書（2）5万4,000キログラム）
- オ 水道用粉末活性炭（ドライ） 19万6,000キログラム（うち、仕様書（1）14万5,000キログラム、仕様書（2）5万1,000キログラム）

(2) 購入物品の仕様等 仕様書で定めるとおり

(3) 契約期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(4) 納入場所 北九州市上下水道局井手浦浄水場ほか（詳細は、仕様書による。）

(5) 入札方法

- ア 第1号アからオまでの購入品目それぞれについて、仕様書（1）及び仕様書（2）それぞれの1キログラム当たりの単価に予定数量を乗じた総価により行う。ただし、契約は、落札金額の仕様書（1）及び仕様書（2）それぞれの1キログラム当たりの価格による単価契約とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の

10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 電送及び郵送による入札は、認めない。

ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

エ 入札執行回数は、2回を限度とする。

オ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書に代理人の記名押印が必要である。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。

(3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市上下水道局水道部浄水課

イ 日時 この公告の日から令和3年3月4日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第78号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで並びに同月5日の午前9時から午前11時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 競争参加の申請書の提出

ア 郵送による場合の競争参加申請書の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和3年2月10日午後4時30分までに必着のこと。

イ 持参による場合の競争参加申請書の提出期限 第1号アの場所に、令

和3年2月10日午後4時30分までに提出のこと。

(4) 入札及び開札の場所並びに日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所西棟5階503会議室

イ 日時 令和3年3月5日

(ア) 水道用ポリ塩化アルミニウム 午後1時30分

(イ) 水道用次亜塩素酸ナトリウム 午後1時45分

(ウ) 水道用硫酸アルミニウム 午後2時30分

(エ) 水道用粉末活性炭(ウェット) 午後2時45分

(オ) 水道用粉末活性炭(ドライ) 午後3時

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(2) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(3) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。また、所定の回数で落札者がいないときは、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の14第1項第8号の規定により随意契約に移行する。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) この公告に係る契約の締結については、落札の決定があっても、この契約に係る予算が成立しない場合は、行わない。この場合において、北九州市上下水道局は、この契約を締結しないことによる補償は、行わない。

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局水道部浄水課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3155

北九州市上下水道局公告第5号

一般競争入札により、物品供給契約を締結するので、北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年1月21日

北九州市上下水道局長 中西満信

1 契約内容

(1) 購入品目及び予定数量

ア 水道用液体苛性ソーダ 16万3,000キログラム

イ 液化炭酸ガス 30万6,000キログラム

(2) 購入物品の仕様等 仕様書で定めるとおり

(3) 契約期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(4) 納入場所 北九州市上下水道局本城浄水場ほか（詳細は、仕様書による。）

(5) 入札方法

ア 第1号ア及びイの購入品目それぞれについて、1キログラム当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 電送及び郵送による入札は、認めない。

ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

エ 入札執行回数は、2回を限度とする。

オ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書に代理人の記名押印が必要である。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審

査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。

(3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市上下水道局水道部浄水課

イ 日時 この公告の日から令和3年3月4日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第78号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで並びに同月5日の午前9時から午前11時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 競争参加の申請書の提出

ア 郵送による場合の競争参加申請書の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和3年2月10日午後4時30分までに必着のこと。

イ 持参による場合の競争参加申請書の提出期限 第1号アの場所に、令和3年2月10日午後4時30分までに提出のこと。

(4) 入札及び開札の場所並びに日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所西棟5階503会議室

イ 日時 令和3年3月5日

(ア) 水道用液体苛性ソーダ 午後3時30分

(イ) 液化炭酸ガス 午後3時45分

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(2) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(3) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。また、所定の回数で落札者がいないときは、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第8号の規定により随意契約に移行する。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) この公告に係る契約の締結については、落札の決定があっても、この契約に係る予算が成立しない場合は、行わない。この場合において、北九州市上下水道局は、この契約を締結しないことによる補償は、行わない。

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局水道部浄水課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3155